公益財団法人世田谷区保健センター医療事業運営委員会要綱

(設置)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センター(以下「保健センター」という。)の医療事業等を円滑に運営するため理事長の諮問機関として、関係者による保健センター医療事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設ける。

(審議事項)

- 第2条 運営委員会は、医療事業等に関する次の事項について審議、決定し、理事長に答申する。
 - (1) 運営方針に関すること。
 - (2) 実施計画に関すること。
 - (3) 運営上の諸問題に関すること。
 - (4) 渉外、広報、調査に関すること。
 - (5) 利用者からの苦情対応に関すること。
 - (6) その他必要な事項に関すること。

(構成)

- 第3条 運営委員会の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 委員は、別表に定めるものとする。
 - (2) 委員は、理事長が委嘱する。
 - (3) 運営委員会に委員長を置く。
 - (4) 委員長は保健センター所長がその任にあたり、不在の場合は事前に代理者を立てることができることとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、別表に定める当該職に在職する期間とする。

(会議)

- 第5条 運営委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 2 会議の成立は、委員数の過半数以上の出席がなければならない。
- 3 議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

- 第6条 通常的事項及び緊急事項を協議するため、委員長の指名した委員による小委員会を置く ことができる。
- 2 小委員会で協議した事項又は緊急に処理した事項は、事後速やかに委員長に報告し、特に重要な事項は、運営委員会で報告し、承認を得るものとする。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認める場合は、関係者又は学識経験者の出席を求めて意見を聞くこと が出来る。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務は、保健センター医務課事業係が担当する。

付 則

1. この要綱は、昭和59年12月10日より施行する。 付 則

1. この要綱は、昭和62年7月1日より施行する。 付 則

この要綱は、平成元年7月1日より施行する。
付 則(平成4年4月1日財世保発第19号)

この要綱は、平成4年4月1日より施行する。

附 則(平成9年4月1日財世保発第49号)

この要綱は、平成9年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日より施行する。 附 則

この要綱は、平成17年4月1日より施行する。 附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。 附 則

この要綱は、平成20年12月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日より施行する。

附 則(平成22年12月1日財世保発第437号)

この要綱は、平成23年2月1日より施行する。

附 則 (平成 24 年 12 月 27 日公財世保発第 750 号)

この要綱は、平成24年12月27日より施行し、平成24年4月1日より適用する。

附 則(平成28年6月1日公財世保発第176号)

この要綱は、平成28年6月1日より施行する。

附 則(令和2年7月27日公財世保発第240号)

この要綱は、令和2年8月1日より施行する。

附 則(令和4年3月31日公財世保発第792号)

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

別 表

構成機関	委 員 数	役 職 名
世 田 谷 区	3 名以内	保健福祉政策部保健医療福祉推進課長、世田谷保健所健康推進課長、世田谷保健所健康企画課長
世田谷区医師会	3名以内	副会長、理事及び必要に応じ会員の中より会長が推薦 するもの
玉 川 医 師 会	2名以内	副会長、理事及び必要に応じ会員の中より会長が推薦 するもの
保健センター	5 名以内	事務局長、所長、事務局管理課長、事務局医務課長、事務局副参事